

医政発 0705 第 1 号
令和 6 年 7 月 5 日

各都道府県知事
各市区町村長 殿

厚生労働省医政局長
(死因究明等推進本部事務局長)
(公 印 省 略)

死因究明等推進計画の変更について

政府においては、死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号。以下「基本法」という。）第 19 条第 7 項に基づき、令和 6 年 7 月 5 日、別添のとおり「死因究明等推進計画」（以下「推進計画」という。）の変更について閣議決定しました。

推進計画は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項、死因究明等に関し講ずべき施策等を定めるものです。

各地方公共団体におかれては、基本法第 5 条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第 30 条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図られるようお願いいたします。

なお、本通知の写しを別記宛先に送付していることを申し添えます。